

# 香川県外国人材受入環境整備支援補助金（追加募集）のご案内

この補助金は、県内で外国人材を雇用している、または雇用する予定がある中小企業等が、外国人材の受入環境の充実のための事業に要する経費を補助することにより、外国人材の受入れ、定着及び活躍を支援することを目的とするものです。

## 1 対象となる事業

### 外国人材の受入環境の充実に寄与すると認められる事業

- 例）・日本人職員に対するセミナー（外国人材の適正な受入れ・活躍促進や、社内環境のダイバーシティ化等に関する内容）の実施
- ・業務マニュアルや社内掲示、就業規則等の多言語化
  - ・専門家の助言を受けた外国人材受入れに係る就業規則等の見直し
  - ・留学生等のインターンシップ受入れ制度創設
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策を啓発する掲示物や感染した際の対応方法を伝える資料等の多言語化

※上記以外にも、外国人材の受入環境の充実に寄与すると認められる事業であれば、補助対象とします。補助対象となるかどうかは、お気軽に下記担当者までお問い合わせください。

## 2 補助対象者

**中小企業等**（県内に事業所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業者）

## 3 補助金額等

- 1 補助金額 **補助率3分の1以内**、1事業実施主体につき**上限10万円**
- 2 補助対象期間 **交付決定日～令和4年2月28日**
- 3 補助対象経費 講師・専門家謝金及び旅費、委託費、会場使用費、教材費など  
※補助事業に要したことが明確に区分できない経費や、備品の取得に係る経費等は対象外です。

## 4 補助金の申請から交付の流れ

### 1 申請

交付申請書（様式第1号）及び所定の添付書類を下記提出先まで郵送してください。

◇ **追加募集期間：令和3年12月24日(金)まで**

※ただし予算の上限額に達した場合、上記期限前でも募集を終了することがあります。その際は、下記県HPにてお知らせします。

### 2 交付決定

補助対象期間は、交付決定日から開始となります。追加募集期間の申請に対しては、順次交付決定に向けた審査を行いますので、**事前に事業開始日について、担当者までご相談ください。**

### 3 実績報告

補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）を提出してください。  
※その他詳細は、県HP（[ページID：26068](#)）から**交付要綱**や**Q & A**をご確認ください。

## 5 提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
香川県商工労働部労働政策課 雇用対策グループ 担当者：森近（もりちか）  
電話番号：087-832-3368（直通）  
受付時間：8:30～17:15（土、日、祝日を除きます。）